

## 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

第Ⅱ編で算定した温室効果ガスの排出量は、温対法に基づいて事業所管大臣に報告することとなります。なお、算定の対象となる温室効果ガスがエネルギー起源 CO<sub>2</sub> のみの場合は、省エネルギー法に基づく定期報告書において CO<sub>2</sub> 排出量の報告を行うことで、温対法による報告とみなされます。

第Ⅲ編では、1項で報告書等の提出方法の概要を、2項で書面による提出の場合の方法を、3項で磁気ディスクによる提出の場合の方法を、4項で報告書等の提出先を、それぞれ解説しています。なお、本編においては温対法に基づく報告書等の様式に従って報告を行う場合の方法について説明しております。

### 1. 報告書等の提出方法

温室効果ガス排出量の報告を行う事業所又は事業者は、以下に従って算定排出量の報告書等の提出を行います。

#### (1) 提出期間

毎年4月1日から6月30日までに提出します。なお、提出は前年度の排出量（代替フロン等3ガスについては前年の排出量）が対象です。

#### (2) 提出先

報告書等は、算定の対象となる事業所又は事業者の主たる事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-31ページ参照）へ持参又は送付してください。

なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業所管大臣でとりまとめ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます<sup>1</sup>。

#### (3) 提出方法の選択

温室効果ガスの排出量の報告は、以下の方法から選択することができます。

##### ① 書面による提出

##### ② 磁気ディスク（フロッピー・ディスク等）による提出

提出方法ごとの提出物及び提出物の記入要領は、①書面による提出については「2. 書面による提出」（Ⅲ-3ページ）を、②磁気ディスクによる提出については「3. 磁気ディスクによる提出」（Ⅲ-25ページ）を、それぞれご参照ください。

なお、電子申請システムによる提出方法については、事業所管省庁の窓口にお問い合わせください。

---

<sup>1</sup> 算定排出量について権利利益の保護に係る請求を事業所管大臣に行い、これが認められた場合は、事業所管大臣は提出された情報について必要な措置を講じた上で環境大臣及び経済産業大臣へ通知します。

#### (4) 提出に関する留意事項

##### ① 省エネルギー法との関係

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> について、省エネルギー法に基づく定期報告書を使用してエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出量を報告した場合には、温対法に基づく報告とみなされますので、温対法による書類を改めて提出する必要はありません。ただし、その場合でも、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外のガスについて報告の対象となっている場合には、温対法の報告様式を提出してください。具体的には、以下のとおり報告してください。

##### (A) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出量のみを報告する場合

省エネルギー法の定期報告書を使用して報告してください。

##### (B) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスの排出量のみを報告する場合

温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を使用して報告してください。

##### (C) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> とそれ以外の温室効果ガスの両方の排出量を報告する場合

省エネルギー法の定期報告書に、温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を添付して報告してください。

##### ② 提出物の保管

事業所管省庁窓口において受理された後も、国による集計、公表までの間、行政側から報告内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、報告書等は必ず控えをとり、排出量の算定に関する資料とともに保管しておいてください。

##### ③ 報告事項等の記入について

報告書等の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。また、窓口への提出前に「提出前のチェックシート」(第Ⅳ編に記載予定)で記入事項の最終チェックを行ってください。なお、報告事項は、法に基づく開示請求の対象となります。

##### ④ 権利利益の保護に係る請求

算定した排出量の情報が公にされることにより、当該事業者の権利利益が害されるおそれがある場合は、事業所管大臣に対し権利利益の保護に係る請求を行うことができます。

2. 書面による提出

2.1 提出書類

(1) 提出書類の様式

報告する際に用いる書類の様式には、「温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令」に規定される様式第1及び様式第2の2種類(表Ⅲ-2-1、図Ⅲ-2-1及び図Ⅲ-2-2)があります。様式第1の提出は必須ですが、様式第2の提出は事業者の任意です。

これらの様式は、算定・報告・公表制度のホームページ<sup>2</sup>からダウンロードすることができます。また、本マニュアルⅣ-160ページに記載のものをコピーして利用することもできます。

各様式の記入要領について、様式第1はⅢ-8ページ、様式第2はⅢ-20ページをそれぞれご参照ください。

表Ⅲ-2-1 温室効果ガスの排出量の報告に用いる様式

様式番号	文書名	概要	提出の義務
様式第1	温室効果ガス算定排出量の報告書	事業所の名称、所在地、担当者等の事項とともに、温室効果ガスのガス別の排出量を記載します。また、政省令に規定する算定方法以外の方法や排出係数を用いて算定をした場合は、その内容を記載することになっています。	あり (必須)
様式第2	温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第1で記載する温室効果ガス排出量について、その増減の状況に関する情報等を記載する様式です。	なし (任意)

(2) 書類の大きさ等

提出する書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4(縦置き)としてください。また、書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入してください。特に、手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色の万年筆又はボールペン等の筆記用具で記入してください。

<sup>2</sup> 算定・報告・公表制度のホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

様式第1 (第4条関係)

温室効果ガス算定排出量の報告書

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

報告者 住 所 〒

(ふりがな)  
氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下「法」という。) 第21条の2第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量について、次のとおり報告します。

事業所	(ふりがな) 特定排出者の名称 (前回の報告における名称)			
	(ふりがな) 事業所の名称 (前回の報告における名称)			
	所在地 (ふりがな)	〒	—	都道府県 市区町村
事業所において行われる事業				
特定排出者において常時使用される従業員の数				
温室効果ガス算定排出量		別紙第1表及び第2表のとおり		
本報告が法第21条の3第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	法第21条の8第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部署			
	(ふりがな) 氏 名			
	電話番号			
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日	

- 備考
- 1 本報告書は、事業所ごとに作成すること。
  - 2 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。
  - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
  - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
  - 5 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日) における人数を記載すること。
  - 6 ※の欄には、記載しないこと。
  - 7 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

図Ⅲ-2-1 (1/3) 様式第1 (本紙)



第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

- 5 ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

第2表 温室効果ガス算定排出量（その2）

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素【発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所のみ】	温室効果ガス算定排出量	t-CO <sub>2</sub>
2. 廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	温室効果ガス算定排出量	t-CO <sub>2</sub>

- 備考 1 本報告に係る事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第1表の備考の1(1)に掲げる量を記載すること。
- 2 本報告に係る事業所がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には記載する必要はないこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、当該活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
    - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
    - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
    - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
  - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	

- 備考 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

図Ⅲ-2-1(3/3) 様式第1（別紙(2/2)）



### 第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### 2.2 報告書類記入要領

提出する様式ごとに記入要領を示します。

##### 2.2.1 様式第1（温室効果ガス算定排出量の報告書）

様式第1は、本紙（Ⅲ-8 ページ）及び別紙（Ⅲ-12 ページ）で構成されています。（（）内は記入要領の解説ページです。）

##### (1) 様式第1（本紙）の記入要領

様式第1の本紙の記入例を図Ⅲ-2-3に示します。

様式第1（第4条関係）			
温室効果ガス算定排出量の報告書			
① 平成××年××月××日			
② 経済産業大臣（関東経済産業局長） 殿			
報告者	(ふりがな)	住所	〒100-0013
氏名	(ふりがな)	東京都千代田区霞が関1-2-2	霞ヶ関株式会社
		代表取締役社長	環境 太郎 ㊟
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条の2第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量について、次のとおり報告します。			
事業所	(ふりがな)	特定排出者の名称	④-1 霞ヶ関株式会社
		(前回の報告における名称)	日比谷株式会社
	(ふりがな)	事業所の名称	④-2 東京工場
		(前回の報告における名称)	東京第一工場
	所在地	〒100-XXXX	都道府県 千代田 市区町村
	(ふりがな)	丸の内×-×-×	
事業所において行われる事業	⑤ ××業		
特定排出者において常時使用される従業員の数	⑥ 1,234人		
温室効果ガス算定排出量	別紙第1表及び第2表のとおり		
本報告が法第21条の3第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)⑦	1. 有 2. 無	法第21条の8第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)⑧	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部署	東京工場環境部第1係	
	氏名	(ふりがな)	かんきょうよしお 環境 良男
	電話番号	03-XXXX-XXXX	
※受理年月日	⑩ 年 月 日	※処理年月日	⑩ 年 月 日

図Ⅲ-2-3 様式第1（本紙）の記入例



### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### ① 『年月日』

様式第1の事業所管大臣への報告年月日（窓口へ提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

#### ② 『あて先』

事業所において行っている事業（2つ以上ある場合は主たる事業）を所管している大臣名（Ⅲ-31 ページ参照）を記入します。また、提出窓口が当該所管省庁の地方支分部局の場合は、大臣名の後に（ ）書きで該当する地方支分部局長名を記入します。（例：経済産業大臣（関東経済産業局長）など）

なお、「主務大臣」あるいは「環境太郎大臣」（個人名）などとは記入しないでください。

#### ③ 『報告者（住所、氏名）』

報告者は、算定の対象となる事業所を設置している事業者（企業、会社、団体等）です。なお、この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の住所（ふりがな）及び郵便番号を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

また、代表者印を押印するか、あるいは代表者の方が署名します。

なお、報告者は、その事業所の報告を事業所長、工場長、温室効果ガス排出量の算定を担当する部署の長など当該事業所の温室効果ガス排出量の算定に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-2-4のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

温室効果ガス算定排出量の報告書	
	平成××年××月××日
経済産業大臣（関東経済産業局長） 殿	
報告者	住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
氏名	霞ヶ関株式会社 代表取締役社長 環境太郎
	代理人 東京工場長 環境一郎
	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

注：報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押してください。この場合、報告者（代表者）の押印は必要ありません。なお、代理人についても本人が署名することにより、押印に代えることができます。

図Ⅲ-2-4 報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

#### ④ 『事業所』

ここでは、排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。特に、年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合にはご注意ください。

##### ④-1 『特定排出者の名称』

算定の対象となる事業所を設置している事業者（企業、会社、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、事業者名の変更、企業の合併、分割などで前回に報告した名称と異なっている場合のみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称も記入します。

##### ④-2 『事業所の名称』

算定の対象となる事業所名を記入します。なお、事業所名に含まれる事業者名は省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内製造所、日比谷営業所など）。

なお、事業所名の変更などで前回に報告した名称と異なっている場合にも、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称も記入します。

##### ④-3 『所在地』

算定の対象となる事業所の所在地（都道府県名から番地まで）及び郵便番号を記入します。

#### ⑤ 『事業所において行われる事業』

算定の対象となる事業所で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている事業所では、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのIV-136ページに示しています。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

#### <主たる事業の考え方>

複数の業種に属する事業を営む事業所では、原則として収入額又は販売額の最も多い経済活動によって、主たる事業を決定することになります。なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備等で判断しても構いません。

（例）事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合、主たる事業として売上高が最も高い「自動車製造業」と記入します。

自動車製造業（100億円）、航空機製造業（70億円）、鉄道車両製造業（30億円）、  
自動車卸売業（20億円）、輸送用機械器具卸売業（10億円）

### 第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### ⑥ 『特定排出者において常時使用される従業員の数』

事業者の常時使用される従業員数を記入します。ここでは、算定の対象となる事業所のみではなく、当該事業所を含む事業者全体で常時使用される従業員数ですのでご注意ください。

なお、常時使用される従業員数とは、④、⑤と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

#### <常時使用される従業員とは>

排出量を報告する年の前年4月1日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは1か月を超える期間を定めて使用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して1か月を超える者）又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります）。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役 員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働	他からの派遣 者(出向者)	別事業者から の下請け労働
×	○	×	×	×	○	○

※役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

#### ⑦ 『本報告が法第21条の3第1項の請求に係るものであることの有無』

報告する排出量について、法第21条の3第1項に基づく権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」に○印を付けます。権利利益の保護に係る請求を行う場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、この欄で「2.無」に○印を付けた場合は、提出された情報は開示請求により公にされます。

#### ⑧ 『法第21条の8第1項の規定による提供の有無』

報告する排出量に関して、法第21条の8第1項に基づき、排出量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「有」に○印を付けます。なお、「有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業所管省庁の本省窓口又は地方支分部局の窓口）に提出します。

#### ⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、報告担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

#### ⑩ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

### 第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### (2) 様式第1 (別紙) の記入要領

様式第1の別紙は、コード番号記入欄 (Ⅲ-12 ページ)、表1 (Ⅲ-14 ページ)、表2 (Ⅲ-16 ページ) 及び表3 (Ⅲ-18 ページ) で構成されています。( )内は記入要領の解説ページです。

#### (ア) コード番号欄

様式第1の別紙 (コード番号欄) の記入例を図Ⅲ-2-5に示します。

(別紙)										① 報告年度：平成XX年度																	
特定排出者コード ②										X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※							
都道府県コード ③										1	3	事業コード ④				X	X	X	X								
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の該当の有無 (該当する場合にはその番号及び同法に基づく指定に係る番号を記載)										1. 第一種エネルギー管理指定工場										⑤		1					
										2. 第二種エネルギー管理指定工場										⑤		X	X	X	X	X	X
										エネルギー管理指定工場指定番号 ⑤										X	X	X	X	X	X		

図Ⅲ-2-5 コード番号欄の記入例

#### ① 『報告年度』

報告を行う年度 (平成XX年度) を記入します。

例：平成19年6月に平成18年度分の排出量の報告を行う場合

報告年度：平成19年度 (平成18年(度)の排出実績を報告)

注：省エネルギー法の様式では、実際の排出を行った年度を書くこととされていますので、注意が必要です。

#### ② 『特定排出者コード』

事業者ごとの番号で、算定・報告・公表制度のホームページにおいて検索して得られる番号を数字で記入します (工事中)。なお、ホームページ上の「事業者コード番号検索システム」の稼働後、コード番号を確認することができない場合には、問い合わせ窓口 (Ⅲ-31 ページ参照) にお問い合わせください。

※算定・報告・公表制度のホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

#### ③ 『都道府県コード』

算定の対象となる事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ-2-2のとおりです。

例：算定の対象となる事業所が東京都にある場合

都道府県コード：13

表Ⅲ-2-2 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

④ 『事業コード』

算定の対象となる事業所での主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号はIV-136ページをご参照ください。

例：算定の対象となる事業所の主たる事業が米作農業の場合

事業コード：0111

⑤ 『エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の該当の有無』

この欄は、算定の対象となる事業所が、省エネルギー法に基づきエネルギー管理指定工場に指定されている場合のみ記入します。指定されていない場合には何も記入しないでください。

第一種エネルギー管理指定工場に指定されている場合は「1」を、第二種エネルギー管理指定工場に指定されている場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。また、いずれの場合も、『エネルギー管理指定工場指定番号』欄に省エネルギー法に基づくエネルギー管理指定工場指定番号（数字7桁）を左詰めで記入します。

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### (イ) 第1表 温室効果ガス排出量（その1）

算定の対象となるガスの区分ごとに、算定した排出量を二酸化炭素に換算したトンの単位の整数値で記入します。なお、算定の対象となる事業所において、算定の対象とならないガスについては記入する必要はありません。

様式第1の第1表の記入例を図Ⅲ-2-6に示します。

第1表 温室効果ガス算定排出量（その1）

温室効果ガスである物質の区分	温室効果ガス算定排出量
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	① t-CO <sub>2</sub>
2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素	② 14, 100 t-CO <sub>2</sub>
3. メタン	③ 3, 800 t-CO <sub>2</sub>
4. 一酸化二窒素	④ t-CO <sub>2</sub>
5. ハイドロフルオロカーボン	⑤ 3, 100 t-CO <sub>2</sub>
6. パーフルオロカーボン	⑥ t-CO <sub>2</sub>
7. 六ふっ化硫黄	⑦ t-CO <sub>2</sub>

図Ⅲ-2-6 第1表の記入例

#### ① 『エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素』

温室効果ガス算定排出量の欄には、以下の(A)～(C)に示す二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (A) 燃料の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量
- (B) 電気の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量
- (C) 熱の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量

また、算定の対象となる事業所が、省エネルギー法に基づく第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場、省エネルギー法に基づく定期報告においてCO<sub>2</sub>排出量の報告を行っている場合は、この欄に改めて記入する必要はありません。

さらに、算定の対象となる事業所が、主たる事業として行う電気事業用の発電所である場合又は主たる事業として行う熱供給事業用の熱供給施設である場合は、第1表に加えて第2表(Ⅲ-16 ページ参照)にも必要事項を記入します。

#### ② 『エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素』

①(A)～(C)で示した以外の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量の合計量をトン単位の量で記入します。

なお、以下の(a)～(b)に示す活動に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量が含まれる場合は、これらの活動に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量の合計量を控除した量を記載し、第1表に加えて第2表(Ⅲ-16 ページ参照)にも必要事項を記入します。

- (a) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
- ・ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
  - ・ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
  - ・ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するための用途
- (b) 廃棄物を原材料とする燃料（RPF、RDF）の使用

③ 『メタン』

メタン（CH<sub>4</sub>）について算定した排出量の合計量を、CO<sub>2</sub>の単位に換算したトン単位（tCO<sub>2</sub>）の量で記入します。なお、CH<sub>4</sub>の排出量（tCH<sub>4</sub>）をCO<sub>2</sub>の単位で表した排出量（tCO<sub>2</sub>）に換算するには、CH<sub>4</sub>排出量（tCH<sub>4</sub>）にCH<sub>4</sub>の地球温暖化係数<sup>3</sup>である21を乗じます。

$$\text{CH}_4 \text{の排出量 (tCH}_4) \times 21 = \text{CH}_4 \text{の排出量 (tCO}_2)$$

④ 『一酸化二窒素』

一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）について算定した排出量の合計量を、CO<sub>2</sub>の単位に換算したトン単位（tCO<sub>2</sub>）の量で記入します。なお、N<sub>2</sub>Oの排出量（tN<sub>2</sub>O）をCO<sub>2</sub>の単位で表した排出量（tCO<sub>2</sub>）に換算するには、N<sub>2</sub>O排出量（tN<sub>2</sub>O）にN<sub>2</sub>Oの地球温暖化係数である310を乗じます。

$$\text{N}_2\text{Oの排出量 (tN}_2\text{O)} \times 310 = \text{N}_2\text{Oの排出量 (tCO}_2)$$

⑤ 『ハイドロフルオロカーボン』

温室効果ガス算定排出量の欄には、政令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）である物質について算定した排出量の合計量を、CO<sub>2</sub>の単位に換算したトン単位（tCO<sub>2</sub>）の量で記入します。HFCの排出量をCO<sub>2</sub>の単位で表した排出量（tCO<sub>2</sub>）に換算するには、HFCである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じた量を合算します。

⑥ 『パーフルオロカーボン』

温室効果ガス算定排出量の欄には、政令に定める温室効果ガスであるパーフルオロカーボン（PFC）である物質について算定した排出量の合計量を、CO<sub>2</sub>の単位に換算したトン単位（tCO<sub>2</sub>）の量で記入します。PFCの排出量をCO<sub>2</sub>の単位で表した排出量（tCO<sub>2</sub>）に換算するには、PFCである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じた量を合算します。

⑦ 『六ふっ化硫黄』

六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）について算定した排出量の合計量を、CO<sub>2</sub>の単位に換算したトン単位（tCO<sub>2</sub>）の量で記入します。なお、SF<sub>6</sub>の排出量（tSF<sub>6</sub>）をCO<sub>2</sub>の単位で表した排出量（tCO<sub>2</sub>）に換算するには、SF<sub>6</sub>排出量（tSF<sub>6</sub>）にSF<sub>6</sub>の地球温暖化係数である23,900を乗じます。

$$\text{SF}_6 \text{の排出量 (tSF}_6) \times 23,900 = \text{SF}_6 \text{の排出量 (tCO}_2)$$

<sup>3</sup> 地球温暖化係数は、表Ⅱ-2-2（Ⅱ-10ページ）に一覧表があります。

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### (ウ) 第2表 温室効果ガス排出量（その2）

第2表は、以下の(A)又は(B)に該当する事業所のみが記入します。(A)、(B)のいずれにも該当しない事業所では記入しません。様式第1の第2表の記入例を図Ⅲ-2-7に示します。

#### (A) 算定の対象となる事業所が、次のいずれかに該当する場合

- ・主たる事業として行う電気事業用の発電所である場合
- ・主たる事業として行う熱供給事業用の熱供給施設である場合

#### (B) 算定の対象となる事業所が、「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素」について算定した排出量に、以下に示す活動に伴って発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量が含まれる場合

#### (a) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用

- ・廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
- ・廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
- ・廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するための用途

#### (b) 廃棄物を原材料とする燃料（RPF、RDF）の使用

第2表 温室効果ガス算定排出量（その2）	
1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素【発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所のみ】	① 温室効果ガス算定排出量 <span style="float: right;">t-CO<sub>2</sub></span>
2. 廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	② 温室効果ガス算定排出量 <span style="float: right;">1, 200 t-CO<sub>2</sub></span>

図Ⅲ-2-7 第2表の記入例

#### ① 『エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素』

算定の対象となる事業所が、主たる事業として行う電気事業用の発電所である場合又は主たる事業として行う熱供給事業用の熱供給施設である場合のみが対象です。なお、省エネルギー法に基づくエネルギー管理指定工場に指定されており、省エネルギー法に基づく定期報告を行っている場合は記入する必要はありません。

この欄には、燃料の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）を記入します。ここでは、第1表（Ⅲ-14 ページ参照）と異なり他人への電気又は熱の供給に係るものも含むので、誤って控除しないように注意してください。



② 『廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素』

「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素」について算定した排出量に、以下に示す活動に伴って発生する CO<sub>2</sub> の排出量が含まれる場合は、当該活動に伴って発生する CO<sub>2</sub> の排出量の合計量を記入します。

(a) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用

- ・ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
- ・ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
- ・ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するための用途

(b) 廃棄物を原材料とする燃料（RPF、RDF）の使用

これは、廃棄物の有効利用の観点から、製造業を営む者その他の事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料として、あるいは製品の原材料として用いることにより、化石燃料起源の CO<sub>2</sub> 排出削減に貢献していることを示すものです。したがって、第2表の『2. 廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素』欄に記入することができるのは、廃棄物が、①化石燃料に代えて、②製品の製造における原燃料利用という形で燃焼の用に供される場合に限られます。例えば、廃棄物処理を業とする者が廃棄物の焼却と併せて熱回収を行う場合などは、この欄の記入に該当しません。

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### (エ) 第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

第3表は、第1表に記入した排出量の算定において、政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合にのみ記入します。

様式第1の第3表の記入例を図Ⅲ-2-8に示します。

第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数	
温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容
エネルギー起源CO <sub>2</sub> ①	他人から供給され② 排出係数を0.000555ではなく、公表された電気の使用 している供給先の〇〇電力の数値を用いて算定した。
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用 廃油の焼却の排出係数を省令にある2.92ではなく、当社で実測から求めた2.85として算定した。
PFC	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用 FT-IR法により〇社製のガス計測器を用いてプロセス装置と除害装置の組み合わせごとに年2回実測した結果、PFC-14の排出係数が0.75、除害効率が0.92であったため、次式を用いて排出量を算定した。 PFC-14使用量×排出係数×(1-除害効率)

図Ⅲ-2-8 第3表の記入例

#### ① 『温室効果ガスである物質の区分』

政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた温室効果ガスの区分（以下のいずれか）を記入します。

- ・ エネルギー起源 CO<sub>2</sub>
- ・ 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>
- ・ CH<sub>4</sub>（メタン）
- ・ N<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）
- ・ HFC（ハイドロフルオロカーボン類）
- ・ PFC（パーフルオロカーボン類）
- ・ SF<sub>6</sub>（六ふっ化硫黄）

#### ② 『当該算定方法又は係数の内容』

次のいずれかに該当する場合に、その内容についての説明を、それぞれわかりやすく記入します。なお、1ページに収まらない場合は、複数ページになっても構いません。

#### (A) 政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合

政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合が該当します。

この場合は、排出量の算定に用いた算定方法がどのような内容かを記入します。なお、排出量を実測により把握している場合は、実測の方法に関して測定方法、使用した測定機器などの情報を記入します。

(B) 算定省令に規定されている排出係数と異なる係数を用いて算定した場合

排出係数や単位発熱量について、実測により得られる場合や、燃料や電気の供給者から算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる数値を得られる場合などが該当します。

排出係数や単位発熱量を実測により把握している場合には、実測の方法に関して、測定方法、使用した測定機器、サンプリング方法などの情報を記入するとともに、実測により得られた排出係数あるいは単位発熱量の数値を記入します。

また、燃料や電気の供給者から、算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる排出係数や単位発熱量の数値を得られ、その値を用いて排出量の算定を行った場合には、排出量の算定に用いた排出係数あるいは単位発熱量について、どこから得られた数値であるかを記入するとともに、その排出係数あるいは単位発熱量の数値を記入します。

なお、電気の排出係数について、算定省令に規定されている数値より低い係数として公表される排出係数を用いる場合は、公表されている数値を用いた旨を記入します。

#### 2.2.2 様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）

様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業所ごと又は事業者（企業、会社、団体）ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、事業者に係るものは当該事業者が設置するいずれかの事業所の報告に添えて、提出します。

なお、この様式第2により事業所管大臣へ提供される情報の内容に関して、事業所に係る情報については、第三者からの請求に応じて開示されます。また、事業者（企業、会社、団体）に係る情報については、環境大臣及び経済産業大臣により公表されます。

様式第2の記入例を図Ⅲ-2-9に示します。

##### ① 『提供年度』

情報の提供を行う年度（平成××年度）を記入します。

例：平成19年6月に平成18年度分の排出量に関する情報の提供を行う場合

提供年度：平成19年度（平成18年（度）の排出に関する情報を報告）

##### ② 『提供情報の範囲』

様式第2に記載される情報が、(1)事業者（企業、会社、団体）全体に関するもの場合は「1」を、(2)事業所のみに関するもの場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。

具体的には、報告を行う特定排出者に応じ、以下のようになります。

##### (A) 事業所別に報告を行う特定排出者（エネルギー管理指定工場を設置する者、いずれかの温室効果ガスの排出量が3,000 tCO<sub>2</sub>以上の事業所を設置する者）

報告に係る事業所に関する情報について提供する場合は「2」を、事業所横断的な情報を提供する場合は「1」をそれぞれ記入します。

##### (B) 事業者別に報告を行う特定排出者（特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者）

報告に係る事業者に関する情報について提供する場合として、「1」を記入します。

##### ③ 『特定排出者コード』

様式第1（Ⅲ-12 ページ）と同様に、特定排出者ごとの番号です。算定・報告・公表制度のホームページにおいて検索して得られる番号を数字で記入します。なお、ホームページで確認することができない場合は、問い合わせ窓口（Ⅳ-134 ページ）にお問い合わせください。

※算定・報告・公表制度のホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

④ 『都道府県コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（Ⅲ-12 ページ）と同様に、算定の対象となる事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ-2-2（Ⅲ-13 ページ）のとおりです。

⑤ 『事業コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事業のコード番号を数字4桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（Ⅲ-13 ページ）と同様に、算定の対象となる事業所の主たる事業のコード番号を数字4桁で記入します。

なお、コード番号は日本標準産業分類の細分類の番号です。日本標準産業分類の細分類のコード番号はIV-136 ページをご参照ください。

⑥ 『エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の該当の有無』

この欄は、算定の対象となる事業所又は事業者が、省エネルギー法に基づく第一種エネルギー管理指定工場等に該当する場合のみ、その旨及び同法に基づく指定番号（数字7桁）を左詰めで記入します。

具体的には、様式第2が添付される同法の報告書様式に対応する形で以下のいずれかの番号を記入します。

	対応する省エネルギー法の報告書様式
1. 第一種エネルギー管理指定工場	[経済産業省令 様式第9]
2. 第二種エネルギー管理指定工場	[経済産業省令 様式第9]
3. 特定貨物輸送事業者	[国土交通省令 様式第4]
4. 特定荷主	[経済産業省令 様式第22]
5. 特定旅客輸送事業者	[国土交通省令 様式第8]
6. 特定航空輸送事業者	[国土交通省令 様式第12]

ここで、上記の経済産業省令及び国土交通省令とは、それぞれ次に示す省令です。

○ 経済産業省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則

○ 国土交通省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令

⑦～⑪の欄に関する共通事項

これらの欄については、以下の⑦～⑪に示す情報を記入することができます。ただし、製品の販売のための広告等、法の規定の趣旨に反した情報は記入できません。

また、⑦～⑪のすべての欄に記入する必要はありません。

さらに、各欄とも記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記入するなどにより、各欄への記入は簡潔にまとめて行うよう努めてください。

⑦ 『温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報』

温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

例えば、算定排出量が大きく増加した場合に、増加の理由を記入することができます。

⑧ 『温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報』

温室効果ガス排出原単位の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

例えば、算定排出量は増加しているものの排出原単位が低下している場合に、その状況を記入することができます。

＜温室効果ガス排出原単位とは＞

温室効果ガス排出原単位とは、温室効果ガスの排出量を、生産数量や建物延床面積など、当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値のことで、

$$\text{温室効果ガス排出原単位} = \text{温室効果ガスの排出量} / (\text{生産数量、延床面積など})$$

温室効果ガス排出原単位の例

- ・ 製造品出荷額当たりの排出量
- ・ 生産数量当たりの排出量
- ・ 建物延床面積当たりの排出量
- ・ 輸送トンキロ当たりの排出量

⑨ 『温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報』

この欄には、以下に示すような温室効果ガスの排出量の削減に関する取組の概要についての情報を記入することができます。また、削減効果と併せて記入することもできます

- ・ 事業所又は事業者における省エネルギー対策その他の取組
- ・ 製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組
- ・ 事業所横断的な省エネルギー対策その他の取組

なお、温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、対策の種類によって様々な考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価する必要があります。例えば、対策前の排出量と対策後の排出量の差を求める方法の他、対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する方法などがあります。

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

⑩ 『温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報』

この欄には、温室効果ガス算定排出量、様式第2において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記入することができます。

⑪ 『その他の情報』

この欄には、以下に示すような⑦～⑩の欄に記載していない温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報を記入することができます。

- ・温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置の内容
- ・京都議定書<sup>4</sup>に規定するJI（共同実施）事業等の内容及びこれに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関すること

【その他、記載し得る具体的事例について、検討中です。】

⑫ 『担当者（問い合わせ先）』

提供後、行政側から報告内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、提供担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。なお、様式第1に記入した担当者（Ⅲ-11 ページ ⑨参照）と同一である場合は記入する必要はありません。

⑬ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

---

<sup>4</sup> 本マニュアルにおいて、「京都議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書のことをいいます。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

様式第2（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

① 提供年度：平成XX年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定排出者として1枚のみ提出可）
- この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです。（事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） → 1 ②

特定排出者コード ③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※
都道府県コード ④	1	3	事業コード ⑤				X	X	X	X	
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の該当の有無（該当する場合には同時に提出する報告書に係る右の区分及び同法に基づく指定に係る番号を記載すること。）	1. 第一種エネルギー管理指定工場 2. 第二種エネルギー管理指定工場 3. 特定貨物輸送事業者 4. 特定荷主 5. 特定旅客輸送事業者 6. 特定航空輸送事業者 ⑥ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>										
指定番号 ⑥	X	X	X	X	X	X	X				

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報	エネルギーの使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> の排出量が、前年度に比較し10%増加したが、 ××製品の製造量が前年比で150%増加となったためである。
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報	××製品に係る製造量あたりのCO <sub>2</sub> の排出原単位の増減については、弊社ホームページ（URL：xxxx）及び平成XX年版環境報告書を参照されたい。
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報	××製品は従来品に比較し省エネ型であり、これを使用することにより製品ユーザのエネルギー使用量は、従来型に比較し××%削減できる。
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報	3項で示したユーザのエネルギー使用量の削減効果については、XX検査機関による試験で確認されている。
5. その他の情報	弊社では、CDM事業として××国の××プロジェクトを行っている。
担当者（問い合わせ先） ⑫	部 署 東京工場環境部第2係 （ふりがな） かんきょう はなこ 氏 名 環境 花子 電 話 番 号 03-XXXX-XXXX
※受理年月日 ⑬	年 月 日 ※処理年月日 ⑬ 年 月 日

図Ⅲ-2-9 様式第2の記入例



### 3. 磁気ディスクによる提出

#### 3.1 提出物

磁気ディスクによる提出を行う場合は、以下のものを併せて提出します。これらの提出物の作成要領、記入要領をⅢ-25 ページ、Ⅲ-26 ページにそれぞれ示します。

- (1) 磁気ディスク  
(表Ⅲ-2-1 に示す様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 の内容を記録したもの)
- (2) 様式第 3 の書類

#### 3.2 磁気ディスクの作成要領

##### (1) 磁気ディスクの種類

磁気ディスクとは、以下に該当するものです。

- ・フロッピー・ディスク (FD)
- ・コンパクト・ディスク (CD)
- ・光磁気ディスク (MO)
- ・DVD

##### (2) 磁気ディスクへの表示

磁気ディスクのうち FD 又は MO で提出する場合は、FD 又は MO に以下の事項を記入したラベルを貼り付けます。

- ・提出者の氏名又は名称 : Ⅲ-9 ページ ③『報告者 (住所、氏名)』の『氏名』参照
- ・事業所名 : Ⅲ-10 ページ ④『事業所』参照
- ・提出年月日 : Ⅲ-9 ページ ①『年月日』参照

##### (3) 磁気ディスクへの記録方法

磁気ディスクには、様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 について、Ⅲ-8～Ⅲ-24 ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを記録します。この際、様式第 1 及び第 2 で求められている押印又は署名については、必要ありません。

電子ファイルについては、Microsoft 社 Windows 上で稼働する以下のアプリケーションソフトにより作成します。

1	ワープロソフト	Justsystem 社 一太郎シリーズ Ver.13 以下 又は Microsoft 社 Word2002 以下
2	表計算ソフト	Microsoft 社 Excel2002 以下
3	画像データ	BMP (ビットマップピクチャー) 形式 又は JPEG 形式

なお、算定・報告・公表制度のホームページに掲載されている温室効果ガス排出量算定ツールを使用して、各様式を作成することもできます。

※算定・報告・公表制度のホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

3.3 様式第3の記入要領

様式第3（図Ⅲ-3-1）は、Ⅲ-25 ページに示した磁気ディスクとともに提出します。

様式第3（第21条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長）  
（環境大臣） 殿  
（経済産業大臣）

提出者 住 所 〒  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署  
(問い合わせ先) 氏 名  
電話番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第1項の規定による報告（第21条の3第1項の請求）（第21条の6第1項（第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の請求）（第21条の8第1項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。  
本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 宛先の欄には、法第21条の2第1項の規定による報告、法第21条の3第1項の請求又は法第21条の8第1項の規定による提供にあつては事業所管大臣（地方支分部局長）、法第21条の6第1項（法第21条の8第6項において準用する場合を含む。）の請求にあつては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
- 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 4 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 5 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
- 6 該当事項がない欄は、記載しないこと。
- 7 提出票の大きさは、日本工業規格A4とすること。

図Ⅲ-3-1 様式第3

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

様式第3は、算定・報告・公表制度のホームページ<sup>5</sup>からダウンロードすることができます。また、本マニュアルⅣ-160 ページに記載のものをコピーして利用することもできます。様式第3の記入例を図Ⅲ-3-2に示します。

様式第3 (第21条関係)

※受理日	年 月 日
⑧ ※整理番号	

磁気ディスク提出票

①  
平成XX年XX月XX日

②  
経済産業大臣（関東経済産業局長）殿

③ 提出者 (ふりがな) 住 所 〒100-0013  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
氏 名 (ふりがな) 霞ヶ関株式会社  
代表取締役社長 環境 太郎 ㊟  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

④ 担当者 部 署 東京工場環境部第1係  
(ふりがな) 氏 名 環境 良男  
(問い合わせ先)

電話番号 03-XXXX-XXXX

⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第1項の規定による報告及び第21条の8第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。  
本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項

- ⑥ ・ディスク番号1 東京工場に係る 様式第1 及び 様式第2
- ・ディスク番号2 横浜事業所に係る 様式第1

2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- ⑦ 横浜事業所に係る 様式第2

図Ⅲ-3-2 様式第3の記入例

<sup>5</sup> 算定・報告・公表制度のホームページ <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### ① 『年月日』

磁気ディスク及び様式第3の事業所管大臣への報告（提供）年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

#### ② 『あて先』

事業所において行っている事業（2つ以上ある場合は主たる事業）を所管している大臣名（Ⅲ-31 ページ参照）を記入します。また、報告先が当該所管省庁の地方支分部局の場合は、大臣名の後に（ ）書きで該当する地方支分部局長名を記入します。（例：経済産業大臣（関東経済産業局長）など）

なお、「主務大臣」あるいは「環境太郎大臣」（個人名）などとは記入しないでください。

#### ③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は、算定の対象となる事業所を設置している事業者（企業、会社、団体等）となります。なお、この欄では提出日時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の住所（ふりがな）及び郵便番号を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

また、代表者印を押印するか、あるいは代表者の方が署名します。

なお、提出者は、その事業所の提出を事業所長、工場長、温室効果ガス排出量の算定を担当する部署の長など当該事業所の温室効果ガス排出量の算定に責任を有する者に提出者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-3-3のように記入します。提出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

提出者	住所	〒100-0013
		東京都千代田区霞が関1-2-2
	氏名	霞が関株式会社
		代表取締役社長 環境太郎
	代理人	東京工場長 環境一郎
		(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
	担当者	部署
		東京工場環境部第1係
	氏名	環境良男
	電話番号	03-XXXX-XXXX

注：提出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押してください。この場合、提出者（代表者）の押印は必要ありません。なお、代理人についても本人が署名することにより、押印に代えることができます。

図Ⅲ-3-3 提出者の代理人を委任している場合の提出者欄の記入例

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

#### ④ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から報告内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、提出担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

#### ⑤ 『本文』

磁気ディスクに記録する事項の内容に従って、下記の記載例に従って記入してください。なお、IV-160 ページの様式をコピーして用いる場合には、該当しない規定行為の部分に取消線を引いてください。

##### (A) 様式第 1（権利利益の保護に係る請求を行わない場合）のみを記録している場合

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

##### (B) 様式第 1（権利利益の保護に係る請求を行う場合）のみを記録している場合

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告及び第 21 条の 3 第 1 項の請求に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

##### (C) 様式第 1（権利利益の保護に係る請求を行わない場合）及び様式第 2 を記録している場合

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告及び第 21 条の 8 第 1 項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

##### (D) 様式第 1（権利利益の保護に係る請求を行う場合）及び様式第 2 を記録している場合

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 2 第 1 項の規定による報告、第 21 条の 3 第 1 項の請求、及び第 21 条の 8 第 1 項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

(参考) 地球温暖化対策推進法における規定の概要は以下のとおりです。

法第 21 条の 2 第 1 項 : 様式 1 の報告

法第 21 条の 3 第 1 項 : 様式 1 の報告についての権利利益の保護に係る請求

法第 21 条の 8 第 1 項 : 様式 2 の提供

法第 21 条の 6 第 1 項 : 開示請求

#### ⑥ 『磁気ディスクに記録された事項』

磁気ディスクに記録されている事項を記入します。また、2 枚以上の磁気ディスクを提出する場合は、磁気ディスクごとに整理番号を付け、その番号ごとに記録されている事項を記入します。

### 第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

⑦ 『磁気ディスクと併せて提出される書類』

様式第3とともに提出する磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合のみ、その書類名を記入します。

⑧ 『※受理日』及び『※整理番号』

この欄には記入しないでください。

4. 報告書等の提出先

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る事業所又は特定排出者が行う事業の内容によって判断します。

各事業所管大臣が所管する事業は、概ね表Ⅲ-4-1に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁にお尋ねください。

表Ⅲ-4-1 事業別所管大臣の一覧

事業所管大臣	所管する事業
内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転教習所</li> <li>●警備保障</li> <li>●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管）</li> <li>●質屋</li> <li>●中古品の売買</li> </ul>
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定目的会社（SPC）</li> <li>●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管</li> <li>●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管</li> </ul>
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと）</li> <li>●放送業</li> <li>●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。）</li> <li>●通信工事（国土交通大臣と共管）</li> <li>●宝くじの販売</li> </ul>
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貴金属（金属製品を除く。）の売買※または輸出入※ →貴金属（アクセサリ）の加工は経済産業大臣所管</li> <li>●酒類、たばこまたは塩の製造、売買または輸出入※</li> <li>●通関業※</li> </ul>
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。</li> <li>●著作権に関する事業</li> <li>●出版物の製造、製作</li> <li>●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要</li> <li>●宗教団体、宗教団体事務所</li> <li>●学術・文化団体</li> <li>●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売</li> <li>●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）</li> </ul>
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品（動、植物用を除く。）</li> <li>・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管）</li> <li>・医薬部外品</li> <li>・食品添加物（農林水産大臣と共管）</li> <li>・化粧品（研究開発に限る。）※</li> <li>・食肉加工製品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・栄養食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・健康食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※）</li> <li>・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※）</li> <li>・眼鏡、コンタクトレンズ</li> <li>・健康維持用品※</li> </ul> </li> <li>●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）</li> <li>●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテルに基づく登録を受けているもの）を除く。）</li> <li>●洗濯</li> <li>●理容</li> <li>●美容</li> <li>●公衆、特殊浴場</li> <li>●映画館※</li> <li>●劇場</li> <li>●興行場</li> <li>●臨床検査</li> <li>●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。）</li> <li>●上水道業</li> <li>●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業</li> <li>●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管）</li> <li>●民営職業紹介事業</li> <li>●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管</li> </ul>
農林水産大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林水産（畜産を含む。）</li> <li>●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※</li> <li>●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※</li> </ul>





### 第三編 温室効果ガス排出量の報告方法

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
	(金融庁) 専管 ●航空機の整備 ●旅行業 ●国際観光旅館、ホテル(国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの) ●倉庫業 ●自動車の競走場 ●遊園地 ●気象観測・予報等 ●自動車道事業 ●建設業 ●測量業 ●不動産業 ●下水道業 ●建築士
環境 大臣	●廃棄物処理業(事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管) ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

(注1) 複数の事業を行っている場合には、事業所管大臣は、このうちの主たる事業を所管している大臣となります。

(注2) 複数の大臣が共管する事業を主たる事業として行う場合には、複数の事業所管大臣のいずれかに提出してください。

(注3) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

(注4) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定排出者における主たる事業の内容によって判断し、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

1	国の機関(官庁のオフィス等の排出量)	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	地方公共団体(省エネルギー法の特定荷主としての排出量や県庁のオフィスの排出量等)	環境大臣・経済産業大臣
3	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣

(注5) 以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、以下の地方支分部局の長に提出するようにしてください。

財務大臣	財務局長(所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長)又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長(所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長)
農林水産大臣	地方農政局長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長

- ・ 農林水産大臣が所管する事業を北海道において行っている場合には、農林水産大臣(本省)が提出先となります。
- ・ 財務大臣(国税局長)が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・ 財務大臣(財務局長)、農林水産大臣(地方農政局長)、経済産業大臣(経済産業局長)、国土交通大臣(地方整備局長・地方運輸局長)が所管する事業を沖縄県において行っている場合には、沖縄総合事務局長が提出先となります。

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

表Ⅲ-4-2 算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	連絡先
警 察 庁	長官官房総務課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2156) FAX : 03-3581-0559
防 衛 庁	長官官房文書課環境対策室	TEL : 03-3268-3111 (内線 20901) FAX : 03-5261-2327
金 融 庁	総務企画局 企画課	TEL : 03-3506-6000 (内線 3645) FAX : 03-3506-6220
総 務 省	大臣官房企画課	TEL : 03-5253-5158 (内線 1420) FAX : 03-5253-5160
法 務 省	大臣官房秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2083) FAX : 03-5511-7200
外 務 省	国際社会協力部 気候変動室	TEL : 03-5501-8000 (内線 5518) FAX : 03-5501-8244
財 務 省	北海道財務局	TEL : 011-709-2311 (内線 4270) FAX : 011-709-2196
	東北財務局	TEL : 022-263-1111 FAX : 022-217-4093
	関東財務局	048-600-1111
	北陸財務局	TEL : 076-292-7860 (総務課) FAX : 076-291-6226
	東海財務局	TEL : 052-951-1772 (総務課) FAX : 052-951-0194
	近畿財務局	06-6949-6350
	中国財務局	TEL : 082-221-9221 FAX : 082-502-3688
	四国財務局	TEL : 087-831-2131 FAX : 087-862-8780
	九州財務局	TEL : 096-353-6351 FAX : 096-324-0926
	九州財務局福岡財務支局	092-411-7281
	沖縄総合事務局財務部	TEL : 098-866-0062 (財務課) FAX : 098-866-3094
	札幌国税局	011-231-5011
	仙台国税局	022-263-1111
	関東信越国税局	048-600-3111
	東京国税局	03-3216-6811
金沢国税局	076-231-2131	

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	連絡先
財務省 (続き)	名古屋国税局	052-951-3511
	大阪国税局	06-6941-5331
	広島国税局	082-221-9211
	高松国税局	087-831-3111
	福岡国税局	092-411-0031
	熊本国税局	096-354-6171
	沖縄国税事務所	098-867-3101
文部科学省	大臣官房文教施設企画部参事官 (技術担当) 付	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696) FAX : 03-6734-3695
厚生労働省	北海道厚生局	TEL : 011-709-2311 FAX : 011-709-2704 (総務課)
	東北厚生局	TEL : 022-726-9260 (総務課) FAX : 022-726-9267
	関東信越厚生局	TEL : 048-740-0711 (総務課) FAX : 048-601-1325
	東海北陸厚生局	TEL : 052-971-8831 (総務課) FAX : 052-971-8861 (総務課, 健康課)
	近畿厚生局	TEL : 06-6942-2241 FAX : 06-6946-1500
	中国四国厚生局	TEL : 082-223-8181 (総務課) FAX : 082-223-8155
	四国厚生支局	TEL : 087-851-9565 FAX : 087-822-6299
	九州厚生局	TEL : 092-472-2361 (総務課) 098-853-7350 (沖縄分室) FAX : 092-474-2244 (総務課) 098-853-4495 (沖縄分室)
農林水産省	大臣官房環境政策課 (本省)	TEL : 03-3502-8111 (内線 2521) FAX : 03-3591-6640
	東北農政局	TEL : 022-263-1111 (内線 4059) FAX : 022-217-2382
	関東農政局	TEL : 048-600-0600 (内線 3118) FAX : 048-600-0602
	北陸農政局	TEL : 076-263-2161 (内線 3222) FAX : 076-232-4218
	東海農政局	TEL : 052-201-7271 (内線 2323) FAX : 052-219-2673
	近畿農政局	TEL : 075-451-9161 (内線 2120) FAX : 075-414-9060

第 編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	連絡先
農林水産省 ( 続き )	中国四国農政局	TEL : 086-224-4511 ( 内線 2121 ) FAX : 086-235-8115
	九州農政局	TEL : 096-353-3561 ( 内線 4115 ) FAX : 096-311-5280
	沖縄総合事務局農林水産部	TEL : 098-866-0031 ( 内線 380 ) FAX : 098-860-1395
経済産業省	北海道経済産業局エネルギー対策課	TEL : 011-709-1753 FAX : 011-726-7474
	東北経済産業局エネルギー課	TEL : 022-263-1207 FAX : 022-213-0757
	関東経済産業局エネルギー対策課	TEL : 048-600-0362 FAX : 048-601-1297
	中部経済産業局エネルギー対策課	TEL : 052-951-2775 FAX : 052-951-9801
	近畿経済産業局エネルギー対策課	TEL : 06-6966-6043 FAX : 06-6966-6089
	中国经济産業局 資源エネルギー環境課	TEL : 082-224-5713 FAX : 082-224-5649
	四国経済産業局エネルギー対策課	TEL : 087-831-3278 FAX : 087-862-7048
	九州経済産業局エネルギー対策課	TEL : 092-482-5474 FAX : 092-482-5962
	沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課	TEL : 098-866-0068 FAX : 098-860-3710
	国土交通省	総合政策局 環境・海洋課 ( 本省 )
東北地方整備局		022-225-2171 ( 大代表 )
関東地方整備局		048-601-3151
北陸地方整備局		025-280-8880
中部地方整備局		052-953-8119 ( 代表 )
近畿地方整備局		TEL : 06-6942-1141 ( 代表 ) FAX : 06-6943-1629
中国地方整備局		082-221-9231 ( 代表 )
四国地方整備局		087-851-8061 ( 代表 )
九州地方整備局		092-471-6331 ( 代表 )
沖縄総合事務局開発建設部		TEL : 098-866-0071 ( 管理課 ) FAX : 098-866-9049
北海道開発局		011-709-2311

第Ⅲ編 温室効果ガス排出量の報告方法

省庁名	担当局部課	連絡先
	北海道運輸局	011-290-2724
国土交通省 (続き)	東北運輸局	022-791-7509
	関東運輸局	045-211-7267
	北陸信越運輸局	025-244-6116
	中部運輸局	052-952-8045
	近畿運輸局	06-6949-6466
	神戸運輸監理部	078-321-3144
	中国運輸局	082-228-3495
	四国運輸局	087-825-1173
	九州運輸局	092-472-2330
	沖縄総合事務局運輸部	098-866-0064
	東京航空局	03-5275-9292
	大阪航空局	06-6949-6211
環 境 省	北海道地方環境事務所 環境対策課	011-251-8702 (直通)
	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871 (直通)
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	025-249-7575 (代表)
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132 (直通)
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0700 (代表)
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1577 (代表)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006 (代表)
	中国四国地方環境事務所 高松事務所	087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-214-0311 (代表)
	九州地方環境事務所 福岡事務所	092-437-8851 (代表)